



セカンドオピニオン

相模原市

2025 年 10 月 24 日

さがみはらグリーンボンド フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：大石 竜志

格付投資情報センター(R&I)は相模原市のさがみはらグリーンボンド フレームワーク(2025 年 10 月策定)が、以下の原則に適合していることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)

グリーンボンドガイドライン(2024、環境省)

■ 資金使途

事業区分	対象プロジェクト
再生可能エネルギー	・太陽光発電施設・設備の整備、改修 ・バイオマス発電施設・設備及び木質バイオマスボイラー施設・設備の整備、改修(持続可能性が確認されたものまたは廃棄物由来のものに限る) ・下水汚泥・し尿バイオマス発電施設・設備の整備、改修 ・風力発電施設・設備の整備、改修 ・小水力発電施設・設備の整備、改修
省エネルギー	・市有施設における高効率機器の導入、改修 ✓ 高効率空調設備・昇降機等の導入、改修 ✓ 照明、信号機等の LED 化 ・市有施設の建設・改修(以下のいずれかの環境に関する認証を取得するもの) ✓ ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented のいずれかの認証を取得済みもしくは取得予定の施設 ・その他市有施設等の省エネ化
汚染防止と管理	・下水道関連施設の整備 ✓ 下水道施設、高度処理型浄化槽及び農業集落排水施設の整備・改築・更新工事及び関連経費 ・一般廃棄物処理施設の設備・施設の整備(有害物質の排出量削減につながるもの) ✓ 地下水のモニタリングに必要な観測井の電気設備等の移設 ・水質汚染物質・大気汚染物質・有害化学物質の監視施設の整備

株式会社格付投資情報センター

Copyright(C) 2025 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地テラススクエア

(お問い合わせ) サステナブルファイナンス営業部 TEL 03-6273-7408

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、適合以外の事柄につき意見を表明するものではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧ください。

生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	・林道の整備 ・間伐や植林等の森林整備（林道開設を除く） ・緑地保全用地の取得 ・公共施設等の緑化 ・公園の整備（緑地の創出） ・良好な水辺空間の形成に資する事業 ・市有施設における市産木材による木造化、木質化の推進
生物多様性保全	・保護活動を行っている野生生物の生息環境整備 ・希少生物の保護・研究施設の整備
クリーンな運輸	・公用車の電動化（電気自動車及び燃料電池自動車に限る） ・電気自動車の充電設備の整備、改修 ・水素ステーションの整備、改修等
気候変動への適応	・河川の改修 ✓護岸改修 ✓浚渫 ・土砂災害対策 ✓急傾斜地崩壊対策 ✓崩落防止対策・復旧 ✓河川の拡幅 ✓放水路の整備 ✓河川管理施設の長寿命化（開閉装置整備等） ✓洪水調整施設（調節池、調整池、ため池等）の整備 ✓危機管理水位計、河川監視カメラ、河川情報基盤（降雨量等の情報収集・処理機器）等の機器設置 ・道路の整備 ✓台風で被災した道路の復旧 ✓土砂災害防止対策（法面修繕工事等） ✓気象災害等の災害下でネットワーク機能を維持するための道路の整備 ・下水道関連事業（雨水対策） ✓下水道施設の整備・改築・更新工事及び関連経費 ✓合流式下水道の改善 ・熱中症対策のための施設整備 ✓市立学校への空調の設置等

1. 資金調達者の概要



潤水都市 さがみはら

[相模原市：シティセールスコピー]

<概要>

- 相模原市は神奈川県北部に位置する人口約 72 万人の政令指定都市。1954 年に市制を施行して以来、首都圏のベッドタウンとして発展を続け、2006 年から 2007 年にかけて旧津久井 4 町との合併により人口 70 万人を超える都市となった後、2010 年に政令指定都市へと移行した。
- 東京都心から約 30km～60km 圏内に位置し、市内には JR 東日本、京王電鉄、小田急電鉄合わせて 6 つの鉄道路線が通る。近年は圏央道相模原 IC と相模原愛川 IC の相次ぐ開業など、交通アクセスの良さを背景に大きく発展を遂げてきた。東京都心との交通利便性が良好な東部には鉄道駅周辺で中心市街地が形成され、都市機能が集積されている。
- 中西部の中山間地域には水源地や良好な生物の生息・生育環境及び優れた景観資源が分布する。西部の津久井地域には神奈川県内の上水道の水源地の約 7 割を占める相模川水系を支える相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖を擁し、県民の水がめとなる水源を有するほか、市域の約 6 割を森林が占め、丹沢大山国定公園や陣馬相模湖自然公園として指定される森林地帯を有している。こうした市の魅力を市内外に効果的に発信するため、2010 年より「潤水都市さがみはら」のシティセールスコピーを活用している。
- 相模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵地には緑豊かな街並みが形成され、首都圏における貴重な自然環境を残している。将来的にはリニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）が設置されることにより、首都圏南西部の交流ゲートとして拠点性の向上や地域活性化が見込まれる一方、持続可能なまちづくり¹や人と自然の共生もまた重要な課題となっている。

■相模原市の位置



[出所：相模原市ウェブサイト]

¹ 相模原市は 2020 年 7 月、SDGs の推進に向けた取組と、発展を続ける都市部と雄大な自然の調和や共生社会の推進などが評価され、SDGs 未来都市として選定された。SDGs 未来都市とは、内閣府が SDGs の達成に向けた優れた取り組みを提案する地方自治体を選定するもの。持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取り組みの推進にあたり、SDGs の理念を取り込むことで、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できることから、SDGs を原動力とした地方創生を推進する目的で実施されている。選定された地方自治体は 3 年間の SDGs 未来都市計画を策定し、その達成に向けた取り組みを積極的に実施（毎年度進捗評価を実施のうえ内閣府に報告）している。

＜気候変動に対する取り組み・計画＞

- 相模原市は、近年の短時間強雨や局地的な豪雨による浸水被害が発生するなど、気候変動の影響が甚大な自然災害として顕在化していることを受け、2020 年 9 月に政令指定都市で初の「さがみはら気候非常事態宣言」を宣言し、2050 年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。2021 年 8 月には、その達成に向けた戦略の方向性や道筋を示す「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定し、2023 年 4 月には、「相模原市地球温暖化対策推進条例」を改正し、「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」として新たに施行した。なお、同市は 2022 年 12 月、環境マネジメントにおけるベストプラクティス実践都市として CDP シティ²A リストに選出され、同制度で最高評価を受けている。

「さがみはら気候非常事態宣言」（抜粋）

本市は、気候変動のもたらす影響が今、急速に広がり、誰もが直面する危機であることを市全体で共有するとともに、SDGs の目指す持続可能な社会の実現に向けて、気候変動への日常の備えや地球温暖化対策の推進など、次に掲げる取組を全市一丸となって進めることを宣言します。

- 深刻化する集中豪雨などの自然災害、猛暑による健康被害などから、市民の命と生活、安全を守るため、地域特性に基づく気候変動の影響への適応策に取り組みます
- 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用、いきいきとした森林の再生等に取り組むことで、脱炭素社会の実現に向け、2050 年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します
- 気候変動問題について、市民、企業、団体、行政等あらゆる行動の主体が情報を共有するとともに、相互に連携及び協力をし、全市一丸となって行動します

「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)～さがみはら脱炭素ロードマップ 2050～」

- 地球温暖化に関する国内外の動向や、さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例の施行等を踏まえ、2030 年度二酸化炭素排出量の削減目標を新たに設定し、2050 年の脱炭素化の実現に向けた取組等を一層推進するため、2023 年 11 月に「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画」を「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)～さがみはら脱炭素ロードマップ 2050～」へ改定した。改定版は、「相模原市地球温暖化対策計画(事務事業編)」及び「さがみはら脱炭素ロードマップ」を統合しており、地球温暖化対策を総合的に推進するものである。

長期的に目指す姿く相模原市における 2050 年の姿

ライフスタイルの脱炭素化が進み、脱炭素社会(二酸化炭素排出量実質ゼロ)が実現しており、平均気温の上昇は 1.5℃程度の水準にとどまっている。

温室効果ガスの排出削減に向けた取組**〔温室効果ガスの削減目標〕**

令和 12(2030)年度の市域における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を、平成 25(2013)年度比で 50%削減する。

〔再生可能エネルギーの導入目標〕

令和 12(2030)年度の市域における再生可能エネルギー導入量を 3,478TJ とする。

[出所：さがみはらグリーンボンド フレームワーク 令和 7 年 10 月]

² CDP は世界最大規模の情報開示プラットフォーム。2022 年には、世界の時価総額の半分に相当する 18,700 社以上、1,100 以上の都市、州、地域を含む、世界中の約 20,000 の組織が CDP を通じてデータを開示している。2022 年に CDP により評価及び採点された都市(世界で 1,002 自治体)のうち、12%にあたる 122 の都市が気候変動対策を主導する先進的自治体として「シティ A リスト」に選定されている。

2. 調達資金の使途

調達資金は本オピニオン P1～2 の表に記載の適格プロジェクトに該当するプロジェクトに充当される。借換の場合は、適格プロジェクトのうち環境改善効果を定量的にレポーティングすることが可能な資産の取得資金を対象とする。充当金額は借換時点での対象資産の残存簿価の範囲内とし、債券の償還年限が対象資産の耐用年数を超えないようにして、借換後の環境改善効果の持続性を確認する。

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) プロジェクトの概要と環境改善効果

＜再生可能エネルギー＞



適格プロジェクト

- ・太陽光発電施設・設備の整備、改修
 - ・バイオマス発電施設・設備及び木質バイオマスボイラー施設・設備の整備、改修（持続可能性が確認されたものまたは廃棄物由来のものに限る）
 - ・下水汚泥・し尿バイオマス発電施設・設備の整備、改修
 - ・風力発電施設・設備の整備、改修
 - ・小水力発電施設・設備の整備、改修
- ・ 策定された「さがみはら脱炭素ロードマップ」では、太陽光発電設備を新たに 50 の市施設へ導入するとしていた。適格プロジェクトは当該計画に基づくものである。太陽光発電は小学校校舎への太陽光発電設備の設置などの実績があり、今後は公共施設への太陽光発電設備の設置を予定している。
 - ・ バイオマス発電施設・設備は木質バイオマスの実績はないものの過去にごみ焼却による発電実績がある。本件では新たに整備する木質バイオマスボイラー設備を予定している。現状、下水汚泥・し尿バイオマス発電施設・設備の整備、改修、風力発電施設・設備の整備、改修および小水力発電施設・設備の整備、改修については、現時点で実績はなく今後の決定した計画はないものの、「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画（改定版）」に基づき、実施を検討していく。
 - ・ プロジェクトの環境目標は気候変動の緩和で、環境負荷の低減（温室効果ガスの排出削減）が期待できる。なお、適格プロジェクトは環境に配慮して設置されるが、環境への影響が懸念されるような事業については、環境影響評価審査会（審議会）の審査を受ける運びになっている。

■ 公共施設に設置した太陽光発電設備



[出所：さがみはら脱炭素ロードマップ]

＜省エネルギー＞

貢献する SDGs:



適格プロジェクト

- ・市有施設における高効率機器の導入、改修
高効率空調設備・昇降機等の導入、改修、照明、信号機等の LED 化
 - ・市有施設の建設・改修(環境に関する認証を取得するもの)
ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented のいずれかの認証を取得済みもしくは取得予定の施設
 - ・その他市有施設等の省エネ化
- ・プロジェクトの環境目標は気候変動の緩和で、環境負荷の低減(温室効果ガスの排出削減)が期待できる。
 - ・高効率機器の導入については、具体的には省エネルギー性能の高い空調設備、エレベーター等の昇降機の導入や、照明、信号機等の LED 化を想定している。
 - ・市有施設の建設・改修(環境に関する認証を取得するもの)については、学校給食センター、保育園等の施設の ZEB 化を検討している。
 - ・その他市有施設等の省エネ化公共施設に設置している家電(テレビ、電話、パソコン、便座、給湯器等)の更新による省エネを想定している。

＜汚染防止と管理＞

貢献する SDGs:



適格プロジェクト

- ・下水道関連施設の整備
下水道施設、高度処理型浄化槽及び農業集落排水施設の整備・改築・更新工事及び関連経費
 - ・一般廃棄物処理施設の設備・施設の整備(有害物質の排出量削減につながるもの)
地下水のモニタリングに必要な観測井の電気設備等の移設
 - ・水質汚染物質・大気汚染物質・有害化学物質の監視施設の整備
- ・プロジェクトの環境目標は汚染防止と管理で、水質汚染の防止が期待できる。
 - ・相模原市では 2020 年 3 月に第 2 次相模原市下水道ビジョンを策定し実行してきたが、2025 年 3 月に【改定版】として見直した。現在は市街化区域のほぼ全域の污水管整備を完了し、現在は津久井湖地域の污水管整備を進めている。
 - ・高度処理型浄化槽は微生物がきれいにした後の処理水に、微生物では処理できなかった窒素、リンについて別な槽に鉄を入れ化学分解させ除去することができる。公共下水道及び農業集落排水区域以外のダム集水区域において、水源地域の水質保全や生活環境の改善を目的とする。

- ・ 農業集落排水施設の整備は相模湖をはじめとする公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的とする。家庭や事業所などの汚水(し尿や雑排水)を円滑に排除、処理し、周辺の環境の改善と公衆衛生の向上を図るため実施され、特にトイレの水洗化が促進されることによって、快適で衛生的な生活環境づくりに役立っている。
- ・ 一般廃棄物処理施設の設備・施設の整備は、清掃工場の機関改良工事の実施、新たな清掃工場(焼却施設)の整備、最終処分場の整備、地下水のモニタリングに必要な観測井の電気設備等の移設等の事業を予定している。
- ・ 相模原市は水質汚染防止法に基づき神奈川県知事が定めた計画及び相模原市が定めた計画に基づき毎月 1 回、定期採水による測定を行っている。大気汚染防止法に基づき常時監視測定局による大気測定及び有害大気汚染物質等の環境モニタリング調査を実施している。水質汚染物質・大気汚染物質・有害化学物質の監視施設の整備は、汚染の防止を図るうえで必要な事業である。

＜生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理＞

貢献する SDGs:



適格プロジェクト

- ・ 林道の整備
 - ・ 間伐や植林等の森林整備(林道開設を除く)
 - ・ 緑地保全用地の取得
 - ・ 公共施設等の緑化
 - ・ 公園の整備(緑地の創出)
 - ・ 良好な水辺空間の形成に資する事業
 - ・ 市有施設における市産木材による木造化、木質化の推進
- ・ プロジェクトの環境目標は自然資源の保全である。
 - ・ 林道の整備、間伐や植林等の森林整備(林道開設を除く)は、森林資源の保全・管理に関する事業である。
 - ・ 相模原市は神奈川県北西部に位置し総面積は 32,891 ha で、神奈川地域森林計画対象民有林の約 98%が津久井地域にあり、その面積は約 17,751 ha と県下で最大となっている。
 - ・ 相模原市では「さがみはら森林ビジョン」を策定し、生態系に配慮しながら健全な森林の保全・育成を進めている。水源地として水源林を保全するため、一定面積以上の皆伐が制限されることや、近年、気候変動に伴い想定を上回る豪雨等により森林の国土保全機能が損なわれていることなど、産業としての林業には制約が大きい。引き続き間伐による森林の育成を中心としながら、将来的には適切に配置した小面積皆伐及び植栽により森林資源の循環利用を目指した林業振興に取り組む。水源地域の森林整備については、神奈川県の「水源の森林づくり事業」と連携して進めている。本件の資金使途の林道の整備、間伐や植林等の森林整備は、当該ビジョンに基づくものである。
 - ・ 緑地保全用地の取得、公共施設等の緑化、公園の整備(緑地の創出)、良好な水辺空間の形成に資する事業は都市緑地の保全・創出に寄与する事業である。相模原市は都市緑地法に定める特別緑地保全地区等の区域の土地を取得することや、市の開発基準条例等に基づき、開発事業において所定の要件に見合う

緑地の確保、事業完了後に市に帰属する提供公園の義務付け等を行っている。今後も引き続き、法、条例等に基づき、緑地や公園の確保を図っていく。

- ・ 市有施設における市産木材による木造化、木質化の推進は、森林資源の循環利用の促進が効果として期待できる。「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、公共施設の内装材、備品等へのさがみはら津久井産材の使用等に取り組んでいる。

■津久井産材のスギと同木材を活用した橋本こどもセンター



[出所：さがみはら森林ビジョン後期実施計画]

<生物多様性保全>

貢献する SDGs:



適格プロジェクト

- ・保護活動を行っている野生生物の生息環境整備
- ・希少生物の保護・研究施設の整備
- ・プロジェクトの環境目標は野生生物・希少生物の保護や増殖を目的とする。
- ・生態系への影響・配慮については、「水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」等に基づき、ホテルの生息環境、里地里山等を保全する団体への財政的な支援等により、官民連携による保全活動に取り組んでいる。新たに希少生物の生育が確認された場合には、当該生息区域を「生物多様性重要地域」として指定するなど、その保全に向けた取り組みを進める。

<クリーンな運輸>

貢献する SDGs:



適格プロジェクト

- ・公用車の電動化(電気自動車及び燃料電池自動車に限る)
- ・電気自動車の充電設備の整備、改修
- ・水素ステーションの整備、改修等
- ・プロジェクトの環境目標は気候変動への緩和で、環境負荷の低減(温室効果ガスの排出削減)が期待できる。

- ・ 相模原市は「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)～さがみはら脱炭素ロードマップ 2050～」を策定し、脱炭素社会の推進に取り組んでいる。
- ・ 公用車の更新や新規導入に際して、「相模原市庁用自動車に係る環境行動指針」に基づき九都県市指定低公害車を導入するものとし、特に電気自動車や燃料電池自動車をはじめとする次世代自動車を積極的に導入し、公用車の電動化を推進している。
- ・ このほか、グリーンスローモビリティの事業も始めている。許可・登録を要しない輸送(ボランティア輸送)で、市が車両を貸与する。同事業は乗合タクシーやコミュニティバスの運行による移動支援が困難な住宅地や集客施設等と、最寄りの生活拠点やバス停・鉄道駅を連絡する「少量・短距離輸送」に適した移動サービス。時速 20 km未満で公道を走ることができ、電気自動車を活用する。
- ・ 電気自動車充電設備は公共施設に隣接する駐車場で、基本的に公用車用に整備するものを予定している。
- ・ 水素エネルギーについては、「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」を策定し、水素ステーションの整備、改修、燃料電池自動車の普及促進など、水素社会の実現に向けた取り組みを進めている。水素ステーションは燃料電池自動車の利用が見込まれる幹線道路沿いの適地への整備を予定している。

■ グリーンスローモビリティで使用する EV 車



[出所：相模原市ウェブサイト]

< 気候変動への適応 >

貢献する SDGs:



適格プロジェクト

・河川の改修

護岸改修、浚渫

・土砂災害対策

急傾斜地崩壊対策、崩落防止対策・復旧、河川の拡幅、放水路の整備、河川管理施設の長寿命化(開閉装置整備等)、洪水調整施設(調節池、調整池、ため池等)の整備、危機管理水位計、河川監視カメラ、河川情報基盤(降雨量等の情報収集・処理機器)等の機器設置

・道路の整備

台風で被災した道路の復旧、土砂災害防止対策(法面修繕工事等)、気象災害等の災害下でネットワーク機能を維持するための道路の整備

・下水道関連事業(雨水対策)

下水道施設の整備・改築・更新工事及び関連経費、合流式下水道の改善

・熱中症対策のための施設整備
市立学校への空調の設置等

- ・ プロジェクトの環境目標は気候変動への適応である。
- ・ 近年、連続夏日の更新や熱帯夜及び集中豪雨の増加といった異常気象が引き起こされている。相模原市においても、2019 年 10 月に発生した令和元年東日本台風は、同市に記録的な大雨をもたらし、中山間地域を中心に甚大な被害が発生した。気候変動問題を差し迫った危機として捉えて、その影響の回避・軽減を図る(適応策)ことが必要となっている。
- ・ 気象庁がまとめた「地球温暖化予測情報第 9 巻」等による予測では、神奈川県 の 21 世紀末では気温が約 4℃、50mm以上のいわゆる豪雨が降る確率が現在の 0.4 回から 0.8 回程度に 2 倍増するとされている。
- ・ 下水道施設は汚水と雨水を流す機能を持ち、大雨時には大量の量の水を流す必要があるため整備が欠かせない。合流式下水道は「汚水」と「雨水」をひとつの下水道管で流す方式。合流式の場合、汚水と道路の雨水が同じ下水管につながっているため、道路面に悪臭が出てくることがあるうえ、一定量を超える降雨時には、雨水と混ざった未処理汚水がそのまま河川へ放流される。ゲリラ豪雨など局地的な大雨の際に道路冠水した場合、汚水混じりの雨水が道路上にあふれ出ることもある。また、本来処理する必要のない大雨が処理場へ流れ込むことで処理の負担も増大する。こうしたことから、別々の下水道管に流す「分流式」への改善を進めている。
- ・ 河川の改修、土砂災害対策、下水道関連事業は水災害や土砂災害等の気象災害発生時の被害の緩和を目的とする施策であり、道路の整備も台風等の気象災害下でインフラ機能を維持するためのものである。
- ・ 熱中症対策のための施設整備は、市立学校への空調の設置等を予定する。近年の猛暑の状況を踏まえ、児童・生徒の適切な学習環境を確保するうえで喫緊の課題となっている学校施設への空調整備について、早期の整備完了を目指し、取り組みを加速化する。

■ 令和元年東日本台風による相模原市内の被害状況



[出所：相模原市 令和元年東日本台風災害記録誌]

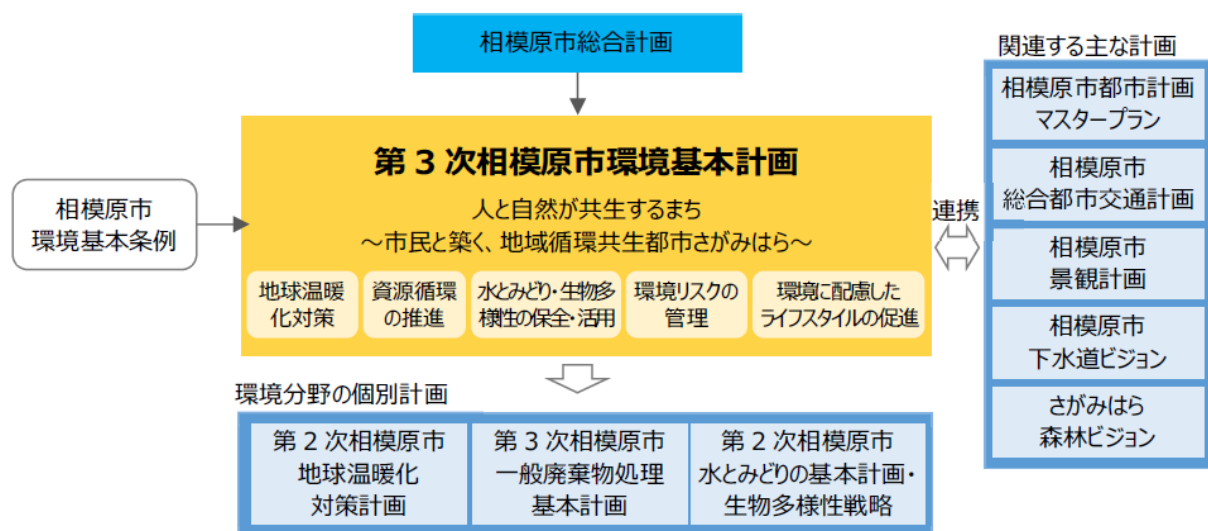
3. プロジェクトの評価と選定のプロセス

環境・社会面の目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 各プロジェクトの環境面での目標は調達資金の使途の各項目に記載のとおり。
- 適格プロジェクトはいずれも 2024 年 3 月に策定した「第 3 次相模原市環境基本計画(改定版)」及びその他の個別計画・方針等に係る施策として位置付けられ、相模原市の環境施策において重要な意義を有する事業として選定されている。

■第 3 次相模原市環境基本計画の位置づけ



[出所：第 3 次相模原市環境基本計画]

- 適格プロジェクトは市長公室みんなの SDGs 推進課及び環境経済局環境部ゼロカーボン推進課が各部局にヒアリングを行い、環境面での便益が見込まれる事業を抽出、適格性の検討を行ったうえで選定し、財政局財政部財政部長が最終的に決定する。

(2) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- 事業の選定にあたっては、各種法令等に沿って適切に対応し、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮している。
- 相模原市の庁内において環境配慮行動指針を共有し、各課、部署も事業実施にあたり、どの所属も環境面・社会面の影響に配慮して事業実施していることを前提に、グリーンボンドに適した事業かを評価・検討している。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 地方自治法第 208 条にて、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」旨、定められており、さがみはらグリーンボンドにより調達された資金は、当該年度中に資金充当が完了することが法令で定められている。
- ・ 各適格プロジェクトの充当状況については、財政局財政部財政課と各部局予算決算担当課が連携して、充当状況の把握を行い、発行超過等が起こらないよう、適切に管理する。
- ・ さがみはらグリーンボンドの調達資金については、本市の会計制度に基づいた歳入予算の経理区分で分類するとともに、帳簿上に資金使途と支出額を明確に示す。
- ・ 会計年度の終了時には、適格プロジェクトを含む本市全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、市の監査委員による監査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して市議会に提出され、承認される。
- ・ 未充当資金が発生した場合には充当されるまで、本市の資金運用方針に基づき、現金または安全性の高い金融資産で運用する。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- ・ 資金を充当したプロジェクトカテゴリー、充当金額、調達資金のうち借換資金に充当された金額(または割合)については、実務上可能な範囲で、相模原市のウェブサイト上において、起債した年度の翌年度に開示する。なお、充当状況について、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示する。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	・ 調達資金を充当したプロジェクトカテゴリー ・ 充当金額 ・ 借換資金に充当された金額(または割合)	起債翌年度に開示	相模原市のウェブサイト上で開示

(2) 環境改善効果に係る指標

- ・ 資金を充当したプロジェクトの実施により得られた以下の環境改善効果に関する指標等を、実務上可能な範囲で、本市ウェブサイトにて起債した年度の翌年度に開示する。なお、プロジェクトについて、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示する。

グリーンボンド原則 プロジェクトカテゴリー	適格プロジェクト 例	レポート項目 例
再生可能エネルギー	・ 太陽光発電施設・設備の整備、改修 ・ バイオマス発電施設・設備及び木質バイオマスボイラー施設・設備の整備、改修(持続可能性が確認されたものまたは廃棄物由来のものに限る) ・ 下水汚泥・し尿バイオマス発電施設・設備の整備、改修 ・ 風力発電施設・設備の整備、改修 ・ 小水力発電施設・設備の整備、改修	・ 事業名、施設名 ・ 実施内容(導入設備名称を含む) ・ 発電量(kWh) ・ CO₂ 排出削減量(t-CO₂)
省エネルギー	・ 市有施設における高効率機器の導入、改修 ・ その他市有施設等の省エネ化	・ 事業名、施設名、箇所数、運用開始時期 ・ 実施内容(導入機器名称を含む) ・ 導入件数 ・ エネルギー削減量(kWh) ・ CO₂ 排出削減量(t-CO₂)
	・ 市有施設の建設・改修(環境に関する認証を取得するもの)	・ 整備施設名 ・ 建物に関する環境認証の取得状況 ・ 認証ランク ・ CO₂ 排出削減量(t-CO₂)
汚染防止と管理	・ 下水道関連施設の整備	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施距離(m)、または個数
	・ 一般廃棄物処理施設の設備・施設の整備(有害物質の排出量削減につながるもの)	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容
	・ 水質汚染物質・大気汚染物質・有害化学物質の監視施設の整備	
生物自然資源及び 土地利用に係る環境 持続型管理	・ 林道の整備 ・ 間伐や植林等の森林整備(林道開設を除く)	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施面積(m²)、距離(m)、または本数
	・ 緑地保全用地の取得 ・ 公共施設等の緑化 ・ 公園の整備(緑地の創出) ・ 良好な水辺空間の形成に資する事業	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施面積(m²)、距離(m)、または本数(樹木管理等の場合)
	・ 市有施設における市産木材による木造化、木質化の推進	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 市産木材の使用量(トンまたはm³)
生物多様性保全	・ 保護活動を行っている野生生物の生息環境整備 ・ 希少生物の保護・研究施設の整備	・ 実施内容 ・ 野生生物、希少生物の保護・増殖の実績(個体数の状況等)
クリーンな運輸	・ 公用車の電動化(電気自動車及び燃料電池自動車に限る) ・ 電気自動車の充電設備の整備、改修 ・ 水素ステーションの整備、改修等	・ 導入実績(台数) ・ 実施内容 ・ CO₂ 排出削減量(t-CO₂)

気候変動への適応	・ 河川の改修	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施距離(m)
	・ 土砂災害対策	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施面積(㎡)または距離(m)
	・ 道路の整備	
	・ 下水道関連事業(雨水対策)	
	・ 熱中症対策のための施設整備	・ 実施箇所 ・ 実施内容

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。